

報告第7号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和2年7月16日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 5,262円

2 損害賠償の相手方



令和2年6月23日 専決処分

説 明

令和元年12月2日から令和2年3月6日の期間において、町道東芽室西十六号線を北から南にかけて除雪作業中、圧雪により相手方敷地内の単管スタンドを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

